

廃炉発官R4第202号
令和5年3月31日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」及び「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 別冊集」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

ゼオライト土嚢等処理設備の設置に伴い、下記の通り変更を行う。

目次

- ・ゼオライト土嚢等処理設備の設置に伴い新規記載

II 特定原子力施設の設計, 設備

2 特定原子力施設の構造及び設備, 工事の計画

2.5 汚染水処理設備等

本文

- ・ゼオライト土嚢等処理設備に伴う記載の追加

添付資料-3

- ・ゼオライト土嚢等処理設備に伴う記載の追加

2.51 ゼオライト土嚢等処理設備

本文

- ・ゼオライト土嚢等処理設備に伴う基本設計及び基本仕様について新規記載

添付資料-1

- ・ゼオライト土嚢等処理設備の全体概要図について新規記載

添付資料-2

- ・ゼオライト土嚢等処理設備の具体的な安全確保策について新規記載

添付資料-3

- ・ゼオライト土嚢等処理設備の耐震性に関する説明書を新規記載

添付資料-4

- ・ゼオライト土嚢等処理設備の構造強度に関する説明書を新規記載

添付資料-5

- ・ゼオライト土嚢等処理設備の工事工程表について新規記載

添付資料-6

- ・ゼオライト土嚢等処理設備の放射性物質の閉じ込めに関する説明書を新規記載

添付資料-7

- ・ゼオライト土嚢等処理設備に係る確認事項について新規記載

添付資料-8

- ・地下階でのROVを使用した作業に関する説明書を新規記載

添付資料-9

- ・検査可能性に関する考慮事項について新規記載

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編 (1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

第3章 体制及び評価

第5条

- ・ゼオライト土嚢等処理設備設置に伴う変更
- ・油処理装置設置完了に伴う変更

第6章 放射性廃棄物管理

第40条

- ・ゼオライト土嚢等処理設備設置に伴う変更

附則

- ・ゼオライト土嚢等処理設備設置に伴う変更
- ・瓦礫類一時保管エリアの変更完了に伴う記載削除

第2編 (5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第3章 体制及び評価

第5条

- ・ゼオライト土嚢等処理設備設置に伴う変更
- ・油処理装置設置完了に伴う変更

附則

- ・ゼオライト土嚢等処理設備設置に伴う変更
- ・瓦礫類一時保管エリアの変更完了に伴う記載削除

第3編 (保安に係る補足説明)

2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明

2.1 放射性廃棄物等の管理

2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理

- ・ゼオライト土嚢等処理設備に伴う記載の追加

2.2 線量評価

2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量

- ・ゼオライト土嚢等処理設備に伴う記載の追加

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 別冊集
目次

- ・ゼオライト土嚢等処理設備の設置に伴い新規記載

別冊 5 汚染水処理設備等に係る補足説明

- I 汚染水処理設備等の構造強度及び耐震性について
 - ・ゼオライト土嚢等処理設備に伴う記載の追加
- II 2.5汚染水処理設備等の寸法許容範囲について
 - ・変更なし

別冊 29 ゼオライト土嚢等処理設備に係る補足説明

- I ゼオライト土嚢等処理設備の耐震性に係る補足説明
 - ・ゼオライト土嚢等処理設備の耐震性に係る補足説明について新規記載
- II ゼオライト土嚢等処理設備の構造強度に係る補足説明
 - ・ゼオライト土嚢等処理設備の構造強度に係る補足説明について新規記載
- III ゼオライト土嚢等処理設備の公称値の許容範囲について
 - ・ゼオライト土嚢等処理設備の公称値の許容範囲について新規記載

以 上